

# 米国による関税措置の概要

2025年4月3日

通商政策局

# 相互関税に関する大統領令の概要（4/2発表）

- 米国の貿易赤字が毎年大きくかつ持続的に拡大している状況を踏まえ、国家緊急事態を宣言
- すべての貿易相手国からのすべての輸入品に対する追加の従価税は**10パーセントから開始**し、その後まもなく、本命令の**附属書Iに列挙された貿易相手国**については、附属書Iに従い税率を**引き上げ**。これらは、問題の根本的条件が満たされ、解決され、または緩和されたと判断するまで適用される。
- 2025年**4月5日**東部夏時間午前12時1分以降に追加の**10パーセント**の従価税率の関税が課される。2025年**4月9日**東部夏時間午前12時1分に、**国別税率**が課される。
- **232条関税の対象となる鉄鋼・アルミニウムおよび派生物、自動車および自動車部品**、銅、医薬品、半導体、木材製品、特定の重要な鉱物、エネルギーおよびエネルギー製品など附属書IIに列挙されたその他の製品、IEEPAに基づいて既存の大統領令により関税が賦課されている**カナダ、メキシコ**については**対象外**。
- 追加関税は、対象物品の非米国産材料のみに適用される。ただし、対象物品の価値の少なくとも20%が米国原産である場合に限る。「米国産材料」とは、米国で完全に生産された、または実質的に加工された部品に起因する物品の価値を指す。
- カナダ、メキシコに対してはIEEPAに基づく25%の追加関税が終了した場合、USMCA対象産品以外の物品に対して12%の追加関税を課す。中国に対してはIEEPAによる追加関税に加えて適用される。

### 3 国別相互関税率

※「米国への関税」は米国による整理（為替操作・貿易障壁を含む）

国	米国への関税	相互関税
中国	67%	34%
EU	39%	20%
ベトナム	90%	46%
台湾	64%	32%
<b>日本</b>	<b>46%</b>	<b>24%</b>
インド	52%	26%
韓国	50%	25%
タイ	72%	36%
スイス	61%	31%
インドネシア	64%	32%
マレーシア	47%	24%
カンボジア	97%	49%
英国	10%	10%
南アフリカ	60%	30%
ブラジル	10%	10%
バングラディシュ	74%	37%
シンガポール	10%	10%
イスラエル	33%	17%
フィリピン	34%	17%
チリ	10%	10%
オーストラリア	10%	10%
パキスタン	58%	29%
トルコ	10%	10%
スリランカ	88%	44%
コロンビア	10%	10%

国	米国への関税	相互関税
ペルー	10%	10%
ニカラグア	36%	18%
ノルウェー	30%	15%
コスタリカ	17%	10%
ヨルダン	40%	20%
ドミニカ共和国	10%	10%
アラブ首長国連邦	10%	10%
ニュージーランド	20%	10%
アルゼンチン	10%	10%
エクアドル	12%	10%
グアテマラ	10%	10%
ホンジュラス	10%	10%
マダガスカル	93%	47%
ミャンマー(ビルマ)	88%	44%
チュニジア	55%	28%
カザフスタン	54%	27%
セルビア	74%	37%
エジプト	10%	10%
サウジアラビア	10%	10%
エルサルバドル	10%	10%
コートジボワール	41%	21%
ラオス	95%	48%
ボツワナ	74%	37%
トリニダードトバゴ	12%	10%
モロッコ	10%	10%

国	米国への関税	相互関税
アルジェリア	59%	30%
オマーン	10%	10%
ウルグアイ	10%	10%
バハマ	10%	10%
レソト	99%	50%
ウクライナ	10%	10%
バーレーン	10%	10%
カタール	10%	10%
モーリシャス	80%	40%
フィジー	63%	32%
アイスランド	10%	10%
ケニア	10%	10%
リヒテンシュタイン	73%	37%
ガイアナ	76%	38%
ハイチ	10%	10%
ボスニアヘルツェゴビナ	70%	35%
ナイジェリア	27%	14%
ナミビア	42%	21%
ブルネイ	47%	24%
ボリビア	20%	10%
パナマ	10%	10%
ベネズエラ	29%	15%
北マケドニア	65%	33%
エチオピア	10%	10%
ガーナ	17%	10%

国	米国への関税	相互関税
モルドバ	61%	31%
アンゴラ	63%	32%
コンゴ民主共和国	22%	11%
ジャマイカ	10%	10%
モザンビーク	31%	16%
パラグアイ	10%	10%
ザンビア	33%	17%
レバノン	10%	10%
タンザニア	10%	10%
イラク	78%	39%
ジョージア	10%	10%
セネガル	10%	10%
アゼルバイジャン	10%	10%
カメルーン	22%	11%
ウガンダ	20%	10%
アルバニア	10%	10%
アルメニア	10%	10%
ネパール	10%	10%
シント・マルテン	10%	10%
フォークランド諸島	82%	41%
ガボン	10%	10%
クウェート	10%	10%
トーゴ	10%	10%
スリナム	10%	10%
ベリーズ	10%	10%

国	米国への関税	相互関税
パプアニューギニア	15%	10%
マラウイ	34%	17%
リベリア	10%	10%
英領バージン諸島	10%	10%
アフガニスタン	49%	10%
ジンバブエ	35%	18%
ペナン	10%	10%
バルバドス	10%	10%
モナコ	10%	10%
シリア	81%	41%
ウズベキスタン	10%	10%
コンゴ共和国	10%	10%
ジブチ	10%	10%
仏領ポリネシア	10%	10%
ケイマン諸島	10%	10%
コソボ	10%	10%
キュラソー	10%	10%
バヌアツ	44%	22%
ルワンダ	10%	10%
シエラレオネ	10%	10%
モンゴル	10%	10%
サンマリノ	10%	10%
アンティグア・バーブーダ	10%	10%
バミューダ	10%	10%
エスワティニ (スワジランド)	10%	10%

国	米国への関税	相互関税
マーシャル諸島	10%	10%
サンピエール島及び ミクロン島	99%	50%
セントクリスト ファー・ネイビス	10%	10%
トルクメニスタン	10%	10%
グレナダ	10%	10%
スーダン	10%	10%
タークス・カイコス 諸島	10%	10%
アルバ	10%	10%
モンテネグロ	10%	10%
セントヘレナ	15%	10%
キルギス	10%	10%
イエメン	10%	10%
セントビンセント及び グレナディーン諸島	10%	10%
ニジエール	10%	10%
セントルシア	10%	10%
ナウル	59%	30%
赤道ギニア	25%	13%
イラン	10%	10%
リビア	61%	31%
サモア	10%	10%
ギニア	10%	10%
東ティモール	10%	10%
モントセラト	10%	10%
チャド	26%	13%
マリ	10%	10%

国	米国への関税	相互関税
モルディブ	10%	10%
タジキスタン	10%	10%
カーボベルデ	10%	10%
ブルンジ	10%	10%
グアドループ	10%	10%
ブータン	10%	10%
マルティニーク	10%	10%
トンガ	10%	10%
モーリタニア	10%	10%
ドミニカ国	10%	10%
ミクロネシア	10%	10%
ガンビア	10%	10%
フランス領ギアナ	10%	10%
クリスマス島	10%	10%
アンドラ	10%	10%
中央アフリカ共和 国	10%	10%
ソロモン諸島	10%	10%
マヨット	10%	10%
アングイラ	10%	10%
ココス諸島 (キーリング)	10%	10%
エリトリア	10%	10%
クック諸島	10%	10%
南スーダン	10%	10%
コモロ	10%	10%
キリバス	10%	10%

国	米国への関税	相互関税
サントメ・プリンシペ	10%	10%
ノーフォーク島	58%	29%
ジブラルタル	10%	10%
ツバル	10%	10%
イギリス領インド洋 地域	10%	10%
トケラウ	10%	10%
ギニアビサウ	10%	10%
スヴァールバル諸島 及びヤンマイエン島	10%	10%
ハード島及びマクド ナルド諸島	10%	10%
レユニオン	73%	37%

# 鉄鋼アルミ追加関税に関する大統領布告（2/10発表）

## 鉄鋼の輸入調整に関する大統領布告

- **3/12**の午前0時1分（日本時間：同日午後2時1分）から、通商拡大法232条に基づき、一時停止されない限り、全ての国からの**鉄鋼製品および派生品の輸入に追加関税**を課す。（アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、カナダ、EU、日本、メキシコ、韓国、英国の**適用除外措置は無効**。）
- **追加関税率は25%。**
- **製品別除外プロセスは終了**し、追加関税の例外は設けない。

## アルミの輸入調整に関する大統領布告

- **3/12**の午前0時1分（日本時間：同日午後2時1分）から、通商拡大法232条に基づき、全ての国からの**アルミニウム製品および派生品**の輸入に追加関税を賦課。（アルゼンチン、オーストラリア、カナダ、メキシコ、EU、英国の適用除外措置は無効。）
- **追加関税率は10%から25%に引き上げ**（ロシア原産品は現状の200%に据え置き）。
- **製品別除外プロセスは終了**し、追加関税の例外は設けない。

# 米国による自動車・自動車部品に対する追加関税措置（3/26発表）

- 米国時間3月26日17:00（日本時間27日6:00）、トランプ大統領は記者会見を行い、自動車に対する25%関税を発表。

## トランプ大統領記者会見（米国時間3月26日）

- 我々がこれから行うのは、米国製ではない(not made in U.S.)**すべての自動車に25%の関税**をかけることだ。本日、(大統領令に)署名し、4月2日に有効となり、**4月3日から徴収**を開始する。
- (関税撤廃の条件はあるのかとの質問に対し、) ない。これは恒久的なものだ。

## 大統領令（主なポイント）

- 2019年2月、商務長官は、**乗用車（セダン、SUV、クロスオーバー、ミニバン、貨物バン）及び小型トラック（以下「自動車」）並びに特定の自動車部品**について、通商拡大法第232条に基づき、米国の国家安全保障に関する調査を実施し大統領に報告。
- 私（大統領）は、自動車及び特定の自動車部品の輸入が**引き続き米国の国家安全保障を損なう脅威となつてしていると判断**し、関税を課して、かかる輸入が国家安全保障を損なう脅威とならないよう、自動車及び特定の自動車部品の輸入を調整することが必要かつ適切と考える。
- **2025年4月3日東部夏時間午前12時1分以降、自動車については同日、自動車部品については連邦官報で指定された日（ただし5月3日より前）に、その他の関税に加えて25%の関税を賦課。**
  - ※自動車部品の具体的対象を指定する付属書は未公表
  - ※追加関税賦課後の関税率は、27.5%（従来の関税率2.5% + 追加関税25%）
- **USMCA**に基づく優遇関税の適用対象となる**自動車**については、**非米国製部品の価値にのみに関税を適用**。**USMCA**に基づく優遇措置の対象となる**自動車部品**については、商務長官が、非米国製コンテンツの価値のみに当該関税を適用するプロセスを確立し、**官報に通知を公表するまでの間は適用されない**。
- この布告の日付から90日以内に、商務長官は、当該関税の対象範囲に追加の自動車部品品目を加えるための手続きを確立するものとする。